

令和5年度 いわて農山漁村発イノベーション人材育成研修業務

業務仕様書

令和5年5月  
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度いわて農山漁村発イノベーション人材育成研修業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 目的

小規模経営が多い中山間地域では、農林漁業者だけで加工・販売分野に取り組み、収益性をあげることが難しい地域も多いことから、地域全体での収益性向上や活性化を図る必要がある。

そこで、地域内における6次産業化の取組や、多様な地域資源を活用した取組等について、地域の多様な産業と連携、農村漁村の地域活性化を進めていく「農山漁村発イノベーション」の取組を実践する中核人材を育成するため、岩手県内で農林漁業を営む生産者等を対象とした講座及び実務研修を実施する。

### (2) 業務概要

ア 業務名 令和5年度いわて農山漁村発イノベーション人材育成研修業務

イ 委託期間 委託契約締結日から令和6年2月27日（火）まで

### (3) 業務内容

地域内の多様な主体と連携した6次産業化などの取組を実践・牽引する中核人材を育成するため、岩手県内で農林漁業を営む生産者等を対象に、座学・実技で構成された研修を実施すること。

具体的な業務内容は次に掲げるとおり。

#### ア 受講生の募集

岩手県内に在住の農林漁業者等について10名程度募集すること。

#### イ 開講式の実施

受講生を一同に集めた開講式を実施すること。その際、会場（ホテル等）の設定を行うこと。

また、開講式にあたっては、受講生に対しオリエンテーションを実施し、受講生が農山漁村発イノベーションに関する個別の事業計画を作成し、計画を実行するよう促す内容とすること。

#### ウ 講座・実務研修の実施

- ① 地域内の多様な主体と連携して6次産業化などの農村漁村の地域活性化を進めていく「農山漁村発イノベーション」の取組を実践するにあたって必要な知識（6次産業化等の事例や支援情報、地域コーディネート手法、ブランド戦略、HACCP、衛生・品質管理、情報発信やクラウドファンディングなどのデジタル技術等）について習得できる座学・演習について、web会議システム（Zoom等）を用いたオンライン講座を実施すること（8回以上）。

なお、オンライン講座を実施するにあたり必要なインターネット環境の構築（受講生に対するwifi機器の貸出等）については、本業務に含めないこと。

- ② オンライン講座については、講座の動画について併せて作成し、都合により講座に参加できなかった受講生が、欠席した講座の動画を聴講できる体制を整えること。
- ③ 地域内の多様な主体と連携して6次産業化などの取組を行うにあたり、地域連携等を積極的に行っている生産者や2次産業者、3次産業者の元で学ぶ現地研修を実施すること（3回以上）。
- ④ 研修の効果を高めるため、研修の効果や理解度について毎回、アンケート調査を実施すること。

## エ 事業計画の策定及び発表・閉講式の実施

地域の多様な主体と連携した6次産業化などの農山漁村の地域活性化を進めていく「農山漁村発イノベーション」の展開について、受講生が個別に事業計画を作成し、発表を行うカリキュラムを組み込むとともに、閉講式を実施し、その会場（ホテル等）の設定を行うこと。

## オ コロナウィルス感染症対策

研修の実施にあたっては、コロナウィルス感染症対策を実施するとともに、研修時の岩手県内の発生状況、県の要請等に対応して実施すること。

## カ 報告書の作成

本業務に係る実施結果をまとめた報告書を作成し、書面（1部）及び電子データ（Microsoft Word、PowerPoint又はPDF形式）で納品すること。

## キ その他

提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

## (4) スケジュール（予定）

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 令和5年6月5日（月）  | 企画提案書等提出              |
| 令和5年6月8日（木）  | 企画提案選考委員会             |
| 令和5年6月中旬     | 委託契約締結<br>事業実施（受講生募集） |
| 令和5年7月中旬     | 開講式（研修開始）             |
| 令和6年2月上旬     | 事業計画発表、閉講式（研修終了）      |
| 令和6年2月27日（火） | 委託期間終了                |

## 2 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事

項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

## **(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求**

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

## **(3) 権利の帰属等**

- ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。
- イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

## **(4) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

## **(5) 個人情報の取扱い**

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

## **(6) その他**

- ア 本業務の遂行にあたり、WEB 会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。
- イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。